令和5年 2月 定例教育委員会

日時 令和5年2月27日(月)13:30~ 場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

○ 行事報告及び行事予定について

〔教育総務課〕P.2

【審議事項】

(1)議案第2号 鳥取市教育委員会委員の辞職の同意について

〔教育総務課〕P.4

【説明・協議事項】

(1) 鳥取市教育委員会事務の自己点検・評価報告書について

[教育総務課] 別冊

(2) 新たな学校給食センター整備に伴う建設候補地について

〔学校保健給食課〕P.5

(3) 鳥取市民体育館再整備事業の債務負担行為の変更について

[生涯学習・スポーツ課] P. 10

(4) 鳥取市公民館条例の一部改正について

〔生涯学習・スポーツ課〕P.12

(5) 地区公民館の多様な活用に向けた検討状況について

「生涯学習・スポーツ課〕P. 19

(6) 鹿野地区コミュニティ施設の廃止及び無償譲渡等について

〔生涯学習・スポーツ課〕P.21

(7) 鳥取市さじコスモスの館の指定管理について

[生涯学習・スポーツ課] P. 22

※(7)は鳥取市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき、公開しないこととします。

【報告事項】

(1)「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言」について

〔学校教育課〕P.23

(2) 鳥取市民体育館の開館及び記念式典の実施について

[生涯学習・スポーツ課] P. 35

(3) 学校・児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の対応について 〔学校教育課〕当日配布

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
 - [3月]令和5年3月7日(火)17:00~鳥取市役所本庁舎6階第5会議 令和5年3月27日(月)13:30~鳥取市役所本庁舎7階第2委員会室
 - [4月]令和5年4月日()13:30~鳥取市役所本庁舎

① 行事報告 (2月1日~2月27日)

2月	1	(水)		
	2	(木)	第2回鳥取市不登校対策専門委員会	鳥取市総合教育センター
	3	(金)		
	4	(土)	世界の女性の写真展(2/4~2/17)	河原町コミュニティセンター
			第28回 雪まつり(4日、5日、11日、12日)	さじアストロパーク
	5	(日)		
	6	(月)	第2回鳥取市いじめ防止対策推進委員会	鳥取市総合教育センター
	7	(火)		
	8	(水)	用瀬町みすみ大学閉講式	用瀬町総合支所
			編んでみよう「恋びな」	用瀬図書館
			鳥取大学講義「ジオパーク」	さじアストロパーク
	9	(木)		
	10	(金)	河原町女性セミナー 第5回講座及び閉講式	河原町コミュニティセンター
	11	(土)		
	12	(日)	令和4年度鳥取市スポーツ表彰式	さざんか会館
	13	(月)	蔵書点検(中央図書館・17日まで)	中央図書館
	14	(火)		
	15	(水)	雑誌の古本市(2/15~2/21)	河原町コミュニティセンター
	16	(木)		
	17	(金)	用瀬町成人学級	用瀬町民会館
	18	(土)		
	19	(日)	用瀬町民卓球大会	千代南中学校
	20	(月)	声に出してことばを楽しもう	気高図書館
			2月議会開会	
	21	(火)		
	22	(水)	プラネタリウム新番組「宇宙の疑問にズバリお答え」(~6月18日)	さじアストロパーク
			読み聞かせ講習会	青谷町総合支所
	23	(木)		
	24	(金)		
	25	(土)	宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」※会場-鳥取市こども科学館	さじアストロパーク
	26	(日)		
	27	(月)	2月定例教育委員会	市役所本庁舎6階第4会議室

② 行事予定 (2月28日~3月27日)

о.П		(1)	Mr. o. I. d. a. d.	5 F
2月	28		第3回鳥取市総合教育センター運営協議会	鳥取市総合教育センター
3月	1	(水)		
	2	(木)		
	3		流しびなの館で童謡をうたう会	流しびなの館ふれあいホール
	4	(土)	野菜づくりのコツと裏技	用瀬図書館
			カルチャー教室作品展(~3/31)	因幡万葉歴史館
	5	(日)	用瀬町剣道大会	千代南中学校体育館
			おうちだにワークショップの和本づくり	鳥取市歴史博物館
	6	(月)	県立高校入試(~7日)	
			読み聞かせボランティアステップアップ講座	中央図書館
	7	(火)	臨時教育委員会	本庁舎6階第5会議室
			郷土史講座	用瀬町民会館
	8	(水)		
	9	(木)		
	10	(金)	市立中学校卒業式	
			成人学級閉講式	流しびなの館物産センター
	11	(土)	ひおきだに見どころウォーク (青谷郷土館)	日置谷地区公民館駐車場
	12	(目)	用瀬町バスケットボール大会	千代南中学校体育館
			歴史ツアー「河原町をめぐる」	鳥取市歴史博物館
			第3回万葉集講座「山部赤人の歌を鑑賞する」	国府町コミュニティセンター第大会議室
	13	(月)		
	14	(火)		
	15	(水)		
	16	(木)		
	17 (金)		市立小学校卒業式	
			だっこのおはなし会&子育て聞いちゃおコーナー	気高図書館
	18	(土)	おもてなしイベント・クイズラリー	
	19 (目)		中国・四国城館調査検討会・山陰中世考古学研究会合同研究会鳥取大会	さざんか会館
			おうちだにアカデミー『鳥取城に生まれた姫君の生涯』	鳥取市歴史博物館
	20	(月)		
	21	(火)	ミュージアムコンサート	鳥取市歴史博物館
	22	(水)		
	23	(木)		
	24	(金)	市立小・中学校終業式	
			2月議会閉会	
	25	(土)		
	26	(目)		
	27	(月)	3月定例教育委員会	本庁舎7階第2委員会室
<u> </u>				

議案第2号

鳥取市教育委員会委員の辞職の同意について

鳥取市教育委員会委員の辞職について、次のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第10条の規定により同意を求める。

令和5年2月27日提出

鳥取市教育委員会 教育長 尾室 高志

氏 名	辞職年月日
畑 千鶴乃	令和5年3月31日

説明·協議事項(2)

2月定例教育委員会 資料 令和 5 年 2 月 27 日 学 校 保 健 給 食 課

新たな学校給食センター整備に伴う建設候補地について

本市では、令和4年12月に「鳥取市学校給食センター整備基本計画」を策定 したところです。

その後、「鳥取市学校給食センター整備計画検討委員会(第10回)」において、 法的要件、施設立地条件、周辺環境等の条件などの評価・検討が行われ、このた び候補地について意見が集約されました。

つきましては、新たな学校給食センター整備を進めるにあたっては、下記のと おり建設候補地について方針を決定したいと考えています。

記

1.「鳥取市学校給食センター整備検討委員会」による建設候補地の評価・検討内容

【評価結果】

場所	土地の現況	所在	総合評点
候補地 A	千代水スポーツ広場	鳥取市千代水三丁目	3 2 点
候補地 B	旧湖南中学校	鳥取市六反田	23点
候補地 C	鳥取市千代テニス場	鳥取市緑ヶ丘一丁目	_
候補地 D	土地開発公社所有空地	鳥取市三津	23点

[※]評価の詳細は別紙資料のとおり

【検討結果】

法的要件、施設立地条件、周辺環境等の点での評価を踏まえた検討の結果、全会一致により候補地Aが建設候補地として最も適地である。

2. 教育委員会事務局としての方針(案)

「鳥取市学校給食センター整備検討委員会」の評価・検討結果や委員会の意見を踏まえ「千代水スポーツ広場」を第一候補地とします。今後、この候補地においての具体的な整備方法を検討し、令和5年度の早い段階で(仮称)第一期整備計画を策定します。

3. 今後のスケジュール (案)

令和5年 3月 民間活力導入可能性調査開始

6月 民間活力導入可能性調査結果報告 (仮称)第一期整備計画(素案)作成開始

1. 新たな学校給食センター建設候補地の選定について

1-1 新たな学校給食センター建設エリア設定にあたっての条件の整理

基本計画において、整備が必要な一場目として、第一、湖東学校給食センターを統合した約7,000食規模 (延べ床面積3,000㎡程度)の学校給食センターを建設できる土地(敷地面積7,000㎡程度)を取得することが 示されました。そのため、まずは広域的な視点から、受配校と各学校給食センターが適切な位置関係となるよう、 新たな学校給食センターの建設エリアの設定にあたっての条件整理を行います。

【建設エリア設置にあたっての条件】

・新たに建設する学校給食センターの受配校を踏まえ、その受配校の大部分を取り囲むエリアを新学校給 食センターの建設エリアとする。



図表1-1 各学校給食センターの管轄するエリア

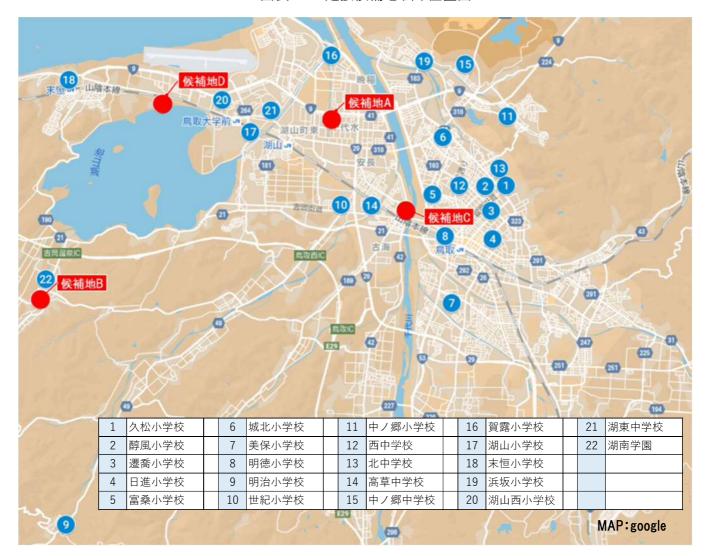
1-2 建設候補地抽出にあたっての条件の整理

新たな学校給食センターは基本構想にもとづいた適切な場所に建設する必要があるため、その条件を以下のとおり整理する。

	条 件	概 要
	移動条件(配送に要する距離・時	学校給食衛生管理基準が達成できるよう、円滑な配
条件1	間等)を考慮すること。	送が可能な受配校の中央部付近に位置していることが
		望ましい。
	給食を提供しながら施設更新等を	学校給食センターの建て替え期間中も学校給食を停
条件2	行う必要がある。	止させず、継続的に提供できるよう現在地以外の場所
		である必要がある。
タルつ	既存市有地等の活用を優先するこ	財政状況を鑑み、土地取得の費用や交渉に係る時間
条件3 	٤.	が不要な市有地であることが望ましい。

1-3 建設候補地(案)の設定

建設エリア内の土地利用状況等を確認した結果、建設候補地と成り得る建設候補地(案)は以下のとおりとなった。



図表1-2 建設候補地(案)位置図

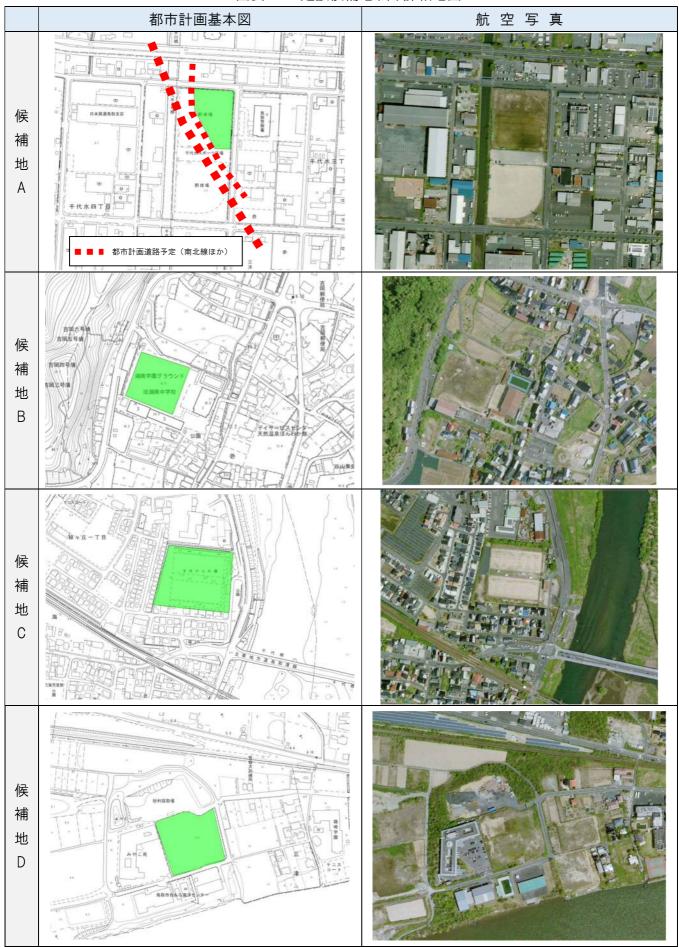
表1-1 建設候補地(案)の現況

場所	土地の現況	所在	敷地面積
候補地 A	千代水スポーツ広場(北側)	鳥取市千代水三丁目	約7,000㎡
候補地 B	旧湖南中学校	鳥取市六反田	約7,000㎡
候補地 C	鳥取市千代テニス場	鳥取市緑ヶ丘一丁目	約20,000㎡
候補地 D	土地開発公社所有空地	鳥取市三津	約10,000㎡

建設候補地(案)と建設候補地抽出条件等の適合条件を照らし合わせ、候補地A、B、C、Dともに適合条件を満たしていることを確認した。

また、用地形状については施設配置や敷地内の車両動線に支障をきたすような極端な不整形地ではないこと、インフラ整備については、「電気」「ガス」「上下水道」のいずれのインフラも整備されている区域であることを確認した。

図表1-3 建設候補地(案)詳細地図



1-4 建設候補地に求められる項目の整理と評価

新たな学校給食センターの建設にあたっては、基本計画にもとづいた法的要件や用地面積等、様々な条件を考慮する必要がある。そのため、建設用地に求められる項目を整理し、建設候補地としての適合状況を確認し、評価します。

表1-2 建設候補地の評価

J	 項 目	内 容	候補地A	候補地B	候補地C	候補地D
	^ -	1, 1	千代水スポーツ広場	旧湖南中	千代テニスコート	土地開発公社
法	用途地域	学校給食センターは建築基準法	0	0	×	0
的		上の用途が工場となるため、原	 工業地域	 市街化調整	 第 1 種 住 居	市街化調整
要		│ │則として工業専用地域、工業地		 区域	 地域	区域
件		 域、準工業地域または市街化調				
		整区域とする。				
		展補地Cは法的要件に適合	していない為、以	レーリス	<u></u> ら外す	
施	接道状況	容易に配送車が出入りできるよ	0	0		Δ
設		う、幅員6m以上の道路に2方向	接道·幅員と	接道工事は		進入路が狭く
立		以上接道し、搬入と搬出が別方	もに良好	不要だが坂		(踏切有)、
地		向となることが望ましい。		道		混雑時のす
条						れ違いに難
件						がある
	配送の効	学校給食衛生管理基準で定め	0	Δ		Δ
	率性	られている調理後2時間以内の	東西南北の	幹線道路か		東西の幹線
		喫食及び喫食30分前の各受配	幹線道路に	ら離れている		道路に近接
		校の責任者による検食が達成で	近接し、配	各校への配		しているが、
		きるよう効率よく配送を行う必要	送しやすい	送距離が遠		南側の配送
		があるため、幹線道路へのアクセ	各校への配	く、配送時間		に難がある
		スがしやすい位置にあることが望	送距離が短	が長い		
		ましい。	L1			
	災害の危	ハザードマップや土地の履歴によ	0	0		0
	険性	り、津波・浸水・土砂災害等の災	浸水区域	影響なし		影響なし
		害危険性の低いと想定される場	0.5~3.0m			
		所が望ましい。				
周	近隣へ与	調理中の換気による臭気や、設	0	Δ		0
辺	える影響	備、機器からの騒音など周辺の	近隣に住宅	住宅地に一		近隣に住宅
環		環境への影響を考慮し、建設用	地なし	部接している		地なし
境		地内の配置を工夫する等して民				福祉施設が
		家等と給食センター施設が近接				隣接している
		しないよう配慮することが可能な				
		土地が望ましい。				
総合	評点 ◎:7,	点 ○5点 △3点 ×:不適	33	23	_	23
※全	5項目の評価	西合計値				20

鳥取市民体育館再整備事業の債務負担行為

2月定例教育委員会議会

令和5年2月27日(月)

2月補正予算資料

教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課

事業概要等

【事業概要】

鳥取市民体育館再整備について、3月中に工事完了となる中で、当該事業契約に基づく"金利"の確定を行うにあたり、金利の変動(上昇)等に伴う債務負担行為の変更を行うものです。

【事業内容】

鳥取市民体育館再整備にあたっては、PFI 事業により施設の解体及び建設に要する費用を 事業者側が確保を行ったうえで、完成後、15 年間かけて鳥取市が事業者へ割賦(分割)支払 いを行うこととなっています。

当該契約による金利の「確定」は、施設引渡日の2営業日前としていることから、金利変動に対応する債務負担行為と今後の物価変動並びに消費税及び地方消費税の変動に対応する債務負担についても併せて行うため、現在の債務負担行為に「金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額並びに消費税及び地方消費税を加えた額」を追加するものです。

【現在の債務負担行為額】

金5,939,630千円

※令和元年度から令和4年度累計額

【 債務負担行為の変更内容について 】

≪契約書抜粋≫

基準金利	本施設の引渡日の2営業日前(銀行営業日ではない場合は、その前銀行営業日)のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月 <u>LIBOR</u> ベース15年物(円-円)金利スワップレート(基準日東京時間午前10 時。テレレート17143ページ。)とする。なお、上記支払金利確定後に基準金利の改定は行わない。					
物価変動によ	≪要約≫前年9月の指標と当該年9月の指標とを比較して1.5%を超える変動があった場合					
る改定	【対象費用】 維持管理・運営業務に係る費用相当額(但し、 上記業務に必要とする水道光熱費、その他調 整業務費は除く。) 【参考指標】 毎月勤労統計調査 実質賃金指数(厚生労働省) ・就業形態別きまって支給する給与:一般労働者 30人以上					
消費税及び地 方消費税の変 動による改定	事業期間中に消費税及び地方消費税が変動した場合、市は、当該変動にあわせて変更された消費税 及び地方消費税相当額を負担する。(起算点は消費税及び地方消費税の変動があった日の属する月 の月初とする。但し、議会の議決時期が遅れる場合は、この起算点に遡った金額を支払うものとす る。)なお、原則として他の税制改正による改定は行わない。					

※市民体育館再整備における基準金利についてはLIBOR(ライボー)を用いていましたが、LIBOR が公表停止となったことから、後継の指標について見直しを行い、「TSRフォールバック」による基準金利を用いることとします。

1. 金利の変動 (解体・建設費に適用)

事業契約においては、事業公募当時(令和元年10月18日)の金利を用いた事業費により契約を行っていましたが、金利上昇を見越した債務負担の変更を行うものです。

≪当時の金利≫≪余裕幅≫

◎契約当時の金利 0.143% + 0.252% = <u>0.395%</u>

◎現在の金利(令和5年1月18日時点)

1. 174%

2. 今後の物価変動及び消費税及び地方消費税への対応(運営・維持管理費に適用)

市民体育館の運営管理は、令和5年度から15年間にわたり委託を行うこととしており、その期間中における物価変動や消費税の変動に対し、事業契約に沿った債務負担行為となるように見直しを行います。

令和4年度2月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担	当	課
市民体育館再整備事業費	生涯学	習・スポ	ペーツ課

「単位:千円]

区分	限度額	期間		財	源	内	訳
区分			玉	県	起債	その他	一般財源
補正前	31,677	令和4年度 ~20年度					31,677
補正後	31,677千円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税を加えた額	令和4年度 ~20年度					31,677千円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税を加えた額

[事業の目的]

市民体育館再整備を民間活力を導入する手法で実施するとともに、完成後15年間の管理運営を委託する。設計及び建設に要する費用に民間資金を活用している中で、契約時に比べ金利が大幅に増加していることから事業費のうち金利変動に係る増額分を計上するもの。また、管理運営期間における物価上昇及び税制度の変更による管理運営費の増額について計上するもの。

[事業の内容]

【市民体育館再整備事業】

<補正前>

- ・物価上昇に伴う増額(28,906千円)
- ・勤労青少年ホームアスベスト処分(2,771千円)

<補正後>

- ・物価上昇に伴う増額(28,906千円)
- ・勤労青少年ホームアスベスト処分(2,771千円)
- ・金利変動、物価変動等に伴う増減額に消費税及び地方消費税を加えた額
- ※基準金利については、リフィニティブ社の公表する東京スワップレート・フォールバックによる基準金利を適用。
- ※金利変動に係る増減については、事業契約に基づき施設引渡しの2営業日前の基準金利を適用。
- ※物価変動等については、事業契約に基づき適宜、見直しを実施。

[これまでの関連する取組]

- ・事業実施に係る債務負担行為の議決(平成31年2月 ※平成31年度当初予算)
- ·事業公募(令和元年5月)
- ·事業者選定(令和元年12月)
- · 事業契約議決(令和2年3月)
 - ○契約の相手方: PFI鳥取市民体育館株式会社(鳥取市南吉方一丁目114番地3)
- ・事業変更契約議決(令和2月12月)※アスベスト除去に伴う変更契約
- ・事業変更契約議決(令和3月9月)※自然由来汚染土処分に伴う変更契約
- ・事業変更契約議決(令和4月9月)※建設費物価上昇と勤労青少年ホームアスベスト除去に伴う変更契約

[今後の取組]

・令和5年 2月定例市議会 債務負担行為の変更を上程

・令和5年 3月中旬 事業者による完成検査実施後に市による完成確認を実施

・令和5年 3月下旬 施設引渡しの2営業日前に適用金利の確定

施設の引渡し

・令和5年3月末 事業費のうち一時金を支払い(1,255,104千円)

· 令和 5 年 4 月 ~ 開業準備

・令和5年 6月~ リニューアルオープン・運営開始

定例教育委員会							
年月日	令和5年2月27日(月)						
担当課	生涯学習・スポーツ課						

説明・協議事項(4)

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の目的

南限自治会(町内会)の賀露地区自治会への所属変更に伴い、関係する地区公民館の設置区域を変更するため、鳥取市公民館条例(昭和35年鳥取市条例第15号)の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

賀露地区公民館の設置区域を「賀露小学校区(南隈・晩稲を除く。)」から「賀露小学校区(晩稲を除く。)」に、千代水地区公民館の設置区域を「旧千代水小学校区」から「旧千代水小学校区(南隈を除く。)」に改めることとします。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

議案第 号

鳥取市公民館条例の一部改正について

鳥取市公民館条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月 日提出

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例

鳥取市公民館条例(昭和35年鳥取市条例第15号)の一部を次のように改正する。 別表第2項の表鳥取市立賀露地区公民館の項中「南隈・」を削り、同表鳥取市立千 代水地区公民館の項中「旧千代水小学校区」の次に「(南隈を除く。)」を加える。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

南隈自治会(町内会)の賀露地区自治会への所属変更に伴い、関係する地区公民館の設置区域を変更するためである。

鳥取市公民館条例(昭和35年条例第15号)新旧対照表

改正後		改正前			
○鳥取市公民館条例		○鳥取市公民	館条例		
昭和	35年4月1日			昭和35年4月1日	
鳥取	市条例第15号			鳥取市条例第15号	
第1条 (略)		第1条 (略)			
第2章 設置及び管理		第2章 設置	及び管理		
第2条~第9条 (略)		第2条~第9条 (₩	各)		
第3章 公民館運営審議会		第3章 公民館運営審議会			
第10条~第15条 (略)		第10条~第15条 (略)			
第4章 補則		第4章 補則			
第16条 (略)		第16条 (略)			
附則		附則			
1・2 (略)		1 • 2 (略)			
(昭和36年条例第29号から昭和54年条例第4	4号までの改正	(昭和36年	条例第29号から昭和54	4年条例第4号までの改正	
附則省略)		附則省略)			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)			
1 中央公民館		1 中央公民館			
名称 位置	設置区域	名称	位置	設置区域	
鳥取市立中央公民館 鳥取市幸町 全市域		鳥取市立中央公民館	鳥取市幸町	全市域	

2 地区公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立久松地区公民館	鳥取市東町三丁目	久松小学校区
鳥取市立醇風地区公民館	鳥取市西町五丁目	醇風小学校区
鳥取市立遷喬地区公民館	鳥取市本町一丁目	遷喬小学校区
鳥取市立修立地区公民館	鳥取市吉方町一丁目	修立小学校区
鳥取市立日進地区公民館	鳥取市吉方温泉一丁目	日進小学校区
鳥取市立富桑地区公民館	鳥取市行徳三丁目	富桑小学校区
鳥取市立明徳地区公民館	鳥取市行徳一丁目	明徳小学校区
鳥取市立美保地区公民館	鳥取市吉成二丁目	美保小学校区
鳥取市立美保南地区公民	鳥取市叶	美保南小学校区
館		
鳥取市立稲葉山地区公民	鳥取市卯垣五丁目	稲葉山小学校区
館		
鳥取市立岩倉地区公民館	鳥取市立川町六丁目	岩倉小学校区(あおば地
		区を除く。)
鳥取市立面影地区公民館	鳥取市桜谷	面影小学校区
鳥取市立津ノ井地区公民	鳥取市桂木	津ノ井小学校区
館		
鳥取市立米里地区公民館	鳥取市古郡家	米里小学校区
鳥取市立倉田地区公民館	鳥取市八坂	倉田小学校区
鳥取市立若葉台地区公民	鳥取市若葉台南二丁目	若葉台小学校区

2 地区公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立久松地区公民館	鳥取市東町三丁目	久松小学校区
鳥取市立醇風地区公民館	鳥取市西町五丁目	醇風小学校区
鳥取市立遷喬地区公民館	鳥取市本町一丁目	遷喬小学校区
鳥取市立修立地区公民館	鳥取市吉方町一丁目	修立小学校区
鳥取市立日進地区公民館	鳥取市吉方温泉一丁目	日進小学校区
鳥取市立富桑地区公民館	鳥取市行徳三丁目	富桑小学校区
鳥取市立明徳地区公民館	鳥取市行徳一丁目	明徳小学校区
鳥取市立美保地区公民館	鳥取市吉成二丁目	美保小学校区
鳥取市立美保南地区公民	鳥取市叶	- 美保南小学校区
館		
鳥取市立稲葉山地区公民	鳥取市卯垣五丁目	
館		
鳥取市立岩倉地区公民館	鳥取市立川町六丁目	- 岩倉小学校区 (あおば地
		区を除く。)
鳥取市立面影地区公民館	鳥取市桜谷	面影小学校区
鳥取市立津ノ井地区公民	鳥取市桂木	津ノ井小学校区
館		
鳥取市立米里地区公民館	鳥取市古郡家	米里小学校区
鳥取市立倉田地区公民館	鳥取市八坂	倉田小学校区
鳥取市立若葉台地区公民	鳥取市若葉台南二丁目	若葉台小学校区

館			
鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見	旧神戸小学校区	
鳥取市立大和地区公民館	鳥取市倭文	旧大和小学校区	
鳥取市立美穂地区公民館	鳥取市朝月	旧美穂小学校区	
鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家	東郷小学校区	
鳥取市立大正地区公民館	鳥取市古海	大正小学校区 (徳尾を含	
		t.)	
鳥取市立豊実地区公民館	鳥取市野坂	旧豊実小学校区	
鳥取市立明治地区公民館	鳥取市松上	明治小学校区(上原・尾	
		崎・上段を含む。)	
鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢	旧松保小学校区 (三山口	
		を除く。)	
鳥取市立湖南地区公民館	鳥取市吉岡温泉町	湖南学園校区	
鳥取市立末恒地区公民館	鳥取市伏野	末恒小学校区	
鳥取市立湖山地区公民館	鳥取市湖山町北一丁目	湖山小学校区	
鳥取市立湖山西地区公民	鳥取市湖山町西一丁目	湖山西小学校区	
館			
鳥取市立賀露地区公民館	鳥取市賀露町南五丁目	賀露小学校区(晚	
		稲を除く。)	
鳥取市立城北地区公民館	鳥取市青葉町三丁目	城北小学校区(旧千代水	
		小学校区を除く。)	
鳥取市立千代水地区公民	鳥取市商栄町	旧千代水小学校区 (南隈	

	館		
	鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見	旧神戸小学校区
	鳥取市立大和地区公民館	鳥取市倭文	旧大和小学校区
	鳥取市立美穂地区公民館	鳥取市朝月	旧美穂小学校区
	鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家	東郷小学校区
,	鳥取市立大正地区公民館	鳥取市古海	大正小学校区 (徳尾を含
			む。)
	鳥取市立豊実地区公民館	鳥取市野坂	旧豊実小学校区
	鳥取市立明治地区公民館	鳥取市松上	明治小学校区(上原・尾
			崎・上段を含む。)
1	鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢	旧松保小学校区(三山口
			を除く。)
	鳥取市立湖南地区公民館	鳥取市吉岡温泉町	湖南学園校区
	鳥取市立末恒地区公民館	鳥取市伏野	末恒小学校区
	鳥取市立湖山地区公民館	鳥取市湖山町北一丁目	湖山小学校区
	鳥取市立湖山西地区公民	鳥取市湖山町西一丁目	湖山西小学校区
	館		
1	鳥取市立賀露地区公民館	鳥取市賀露町南五丁目	賀露小学校区 (<mark>南隈・</mark> 晩
			稲を除く。)
	鳥取市立城北地区公民館	鳥取市青葉町三丁目	城北小学校区(旧千代水
			小学校区を除く。)
1	鳥取市立千代水地区公民	鳥取市商栄町	旧千代水小学校区

館		<u>を除く。)</u>
鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目	浜坂小学校区
鳥取市立中ノ郷地区公民	鳥取市覚寺	中ノ郷小学校区
館		
鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下	宮ノ下小学校区 (あおば
		地区を除く。)
鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷	旧谷小学校区
鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原	旧成器小学校区
鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町栃本	旧大茅小学校区
鳥取市立あおば地区公民	鳥取市国府町新町二丁	岩倉小学校区(あおば地
館	目	区に限る。)・宮ノ下小
		学校区(あおば地区に限
		る。)
鳥取市立福部地区公民館	鳥取市福部町細川	福部未来学園校区
鳥取市立河原地区公民館	鳥取市河原町長瀬	旧河原小学校区 (釜口を
		除く。)
鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手	旧国英小学校区 (釜口を
		含む。)
鳥取市立八上地区公民館	鳥取市河原町曳田	旧八上小学校区
鳥取市立散岐地区公民館	鳥取市河原町佐貫	散岐小学校区
鳥取市立西郷地区公民館	鳥取市河原町牛戸	西郷小学校区
鳥取市立用瀬地区公民館	鳥取市用瀬町用瀬	旧用瀬小学校区

	館		
	鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目	浜坂小学校区
	鳥取市立中ノ郷地区公民	鳥取市覚寺	中ノ郷小学校区
	館		
ľ	鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下	宮ノ下小学校区 (あおば
			地区を除く。)
	鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷	旧谷小学校区
	鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原	旧成器小学校区
	鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町栃本	旧大茅小学校区
1	鳥取市立あおば地区公民	鳥取市国府町新町二丁	岩倉小学校区 (あおば地
`	館	目	区に限る。)・宮ノ下小
į			学校区(あおば地区に限
			る。)
	鳥取市立福部地区公民館	鳥取市福部町細川	福部未来学園校区
-	鳥取市立河原地区公民館	鳥取市河原町長瀬	旧河原小学校区 (釜口を
			除く。)
-	鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手	旧国英小学校区 (釜口を
			含む。)
	鳥取市立八上地区公民館	鳥取市河原町曳田	旧八上小学校区
	鳥取市立散岐地区公民館	鳥取市河原町佐貫	散岐小学校区
	鳥取市立西郷地区公民館	鳥取市河原町牛戸	西郷小学校区
	鳥取市立用瀬地区公民館	鳥取市用瀬町用瀬	旧用瀬小学校区

鳥取市立大村地区公民館	鳥取市用瀬町鷹狩	旧興徳小学校区
鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原	旧社小学校区
鳥取市立佐治地区公民館	鳥取市佐治町加瀬木	佐治小学校区
鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本	瑞穂小学校区
鳥取市立宝木地区公民館	鳥取市気高町宝木	宝木小学校区(旧酒津村
		を除く。)
鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮	逢坂小学校区
鳥取市立浜村地区公民館	鳥取市気高町浜村	浜村小学校区
鳥取市立酒津地区公民館	鳥取市気高町酒津	宝木小学校区(旧宝木村
		を除く。)
鳥取市立鹿野地区公民館	鳥取市鹿野町鹿野	旧鹿野小学校区
鳥取市立勝谷地区公民館	市立勝谷地区公民館鳥取市鹿野町宮方 旧勝谷小	
鳥取市立小鷲河地区公民	鳥取市鹿野町小別所	旧小鷲河小学校区
館		
鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根	旧日置小学校区
鳥取市立日置谷地区公民	鳥取市青谷町奥崎	旧日置谷小学校区
館		
鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋	旧勝部小学校区
鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻	旧中郷小学校区
鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷	旧青谷小学校区

鳥取市立大村地区公民館	 鳥取市用瀬町鷹狩	 旧興徳小学校区
鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原	旧社小学校区
鳥取市立佐治地区公民館	鳥取市佐治町加瀬木	佐治小学校区
鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本	瑞穂小学校区
鳥取市立宝木地区公民館	鳥取市気高町宝木	 宝木小学校区 (旧酒津村
		を除く。)
鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮	逢坂小学校区
鳥取市立浜村地区公民館	鳥取市気高町浜村	浜村小学校区
鳥取市立酒津地区公民館	鳥取市気高町酒津	宝木小学校区(旧宝木村
		を除く。)
鳥取市立鹿野地区公民館	鳥取市鹿野町鹿野	旧鹿野小学校区
鳥取市立勝谷地区公民館	鳥取市鹿野町宮方	旧勝谷小学校区
鳥取市立小鷲河地区公民	鳥取市鹿野町小別所	旧小鷲河小学校区
館		
鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根	旧日置小学校区
鳥取市立日置谷地区公民	鳥取市青谷町奥崎	旧日置谷小学校区
館		
鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋	旧勝部小学校区
鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻	旧中郷小学校区
鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷	旧青谷小学校区

2月定例教育委員会年月日令和5年2月27日担当課生涯学習・スポーツ課協働推進課

説明・協議事項(5)

地区公民館の多様な活用に向けた検討状況について

1 検討の目的

地域組織を支援する取組の一環として、地区公民館を**より幅広いニーズに対して柔軟に応える施** 設とすることで地域の活性化等につなげていくことを目的とするものです。

また、福祉や防災など地域課題が多様化する中、課題毎に新たな施設を整備するのではなく、<u>一</u>つの施設を様々な目的で活用することで、既存施設を最大限に活かして地域課題の解決を図るものです。

2 検討内容

<u>地区公民館の利用対象範囲</u>(利用者区分・目的)を拡大できるよう、令和6年4月を目途として 検討を進めています。

他地区と連携した合同事業の展開や、民間事業者等への貸出や営利活動など、新しいニーズに応えることで、地域課題の解決や新たな地域交流の創出など、暮らしが豊かになる幅広い取組が展開されることが期待されます。

検討していく中で、これまで地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承していくためにも、今後も教育委員会が関与し、地域での学びの機会(生涯学習事業・各種講座等)を提供することで社会教育の推進を後押しします。

※施設名は「地区公民館」のままで変更はありません。

	変更しない点	変更する点
利用者	地区内の住民は優先して施設の使用 が可能 (従来から地区外住民も使用可能)	民間事業者の使用や営利活動も 可能 (従来は専ら営利の活動は不可)
使用料	地区内の住民が非営利目的で施設 を使用する際は不要(従来から施設 の目的外で使用する場合は発生)	上記の目的で <u>施設を使用する</u> 際は、使用料 を徴収
社会教育	教育委員会が関与し、地域での学 びの機会 (生涯学習事業・各種講座等)を提供	「変更なし」
施設管理	市長部局が施設を管理・運営 (平成 20年度から市長部局が担当) 市が直営で管理運営	「変更なし」
職員体制	職員定数は現状維持 市会計年度任用職員として従事	「変更なし」
根拠条例	「必要な変更を行う」 現行:鳥取市公民館条例	地方自治法に基づく施設とし、 市長部局へ所管替(関連条例の制 定・廃止・改正)

《検討経過等》(令和4年7月定例教育委員会での報告以降)

- 令和4年 8月 各地区公民館運営委員への情報提供、意見徴収
 - 9月 市議会 (総務企画・文教経済委員会) に報告
 - 10月 自治連合会地区会長会で報告(要請に応じて地域振興会議で説明)
 - 11月 市社会教育委員会議及び市民自治推進委員会で協議 公民館職員で構成する事務検討部会を設置(貸出基準等について検討)
 - 12月 市議会全員協議会で取組報告

3 今後の予定

- 令和5年 6月 教育委員会定例会、市議会(総務企画・文教経済委員会)にて、施設の利用 方法や使用料等の考え方について報告
 - 8月 市民等へ変更案(利用方法案)等の周知
 - 12月 市議会全員協議会で事業概要や改正する条例の概要等について報告
- 令和6年 2月 条例改正案の上程

2月定例教育委員会				
年月日 令和5年2月27日(火)				
担当課	生涯学習・スポーツ課			

説明・協議事項(6)

鹿野地区コミュニティ施設の廃止及び無償譲渡等について

1 経緯

鹿野地区コミュニティ施設(旧鹿野小学校)は、現在、行政財産使用許可を行い、NPO 法人鳥の劇 場のバックヤードとして使用されていますが、施設の老朽化等の状況を踏まえ、地域住民等(地域住 民・鳥の劇場・市)で構成する 「鹿野地区コミュニティ施設等のあり方検討委員会 | により、今後の 施設の方向性について検討が行われ、提言書が鹿野地域振興会議に提出されました。

その後、令和4年4月に鹿野地域振興会議より鳥取市へ「鳥の劇場の舞台芸術を核とした地域活性 化を図るための施設 | の整備に係る支援について意見書が提出され、令和4年5月、市は、鳥の劇場 を核とした地域振興の取組として支援を行う旨の回答を行っているものです。

≪鳥の劇場を核とした地域振興の取組≫

国の地方創生推進交付金の活用を前提に、鳥取県と連携し、新たに策定する地域再生計画に基づく ハード・ソフト事業を実施することにより、「鳥の劇場 | の舞台芸術を核とした地域活性化をめざすた め、文化交流課を中心に、令和5年度当初予算に事業費を計上し、取組が進められています。

All				
年度	鹿野地区コミュニティ施設	劇場(旧鹿野小体育館)	旧鹿野幼稚園	
	【生涯学習・スポーツ課】	【文化交流課】	【鹿野町総合支所】	
令和5年度	6月議会に条例改正及び建物	これまでどおり	6月議会に建物の無償譲渡及	
	の無償譲渡並びに土地(必要部	無償貸付	び土地(必要部分)の無償貸	
	分)の無償貸付を提案		付を提案	
	【議決後】		【議決後】	
	・建物を鳥の劇場に無償譲渡。		・建物を鳥の劇場に無償譲渡	
	あわせて土地(必要部分)の		あわせて土地(必要部分)	
	無償貸付		の無償貸付	
	・[鳥劇] 施設の解体設計 一	文化交流課が		
	・[鳥劇] 施設の解体(1期)	事業費を補助	・[鳥劇] 施設の改修設計	
	・[鳥劇] バックヤード設計		・[鳥劇] 施設の改修	
令和6年度	・[鳥劇]跡地にバックヤード建設	これまでどおり		
	・[鳥劇] 施設の解体(2期 <u>)</u>	無償貸付		
令和7年度	外構整備予定(鳥取市整備)※1	鹿野町総合支所が施行予定		

2 生涯学習・スポーツ課の対応

· 令和 5 年 6 月議会 鹿野地区コミュニティ施設の条例改正を提案

鳥の劇場への施設の無償譲渡を提案 "

鳥の劇場への土地(必要部分)の無償貸付を提案

3 既存の施設の概要



鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言

令和5年2月

鳥取市部活動改革委員会

はじめに

令和元年12月、「鳥取市部活動のあり方検討委員会」によって、「生徒数・学校規模に 応じた部活動数の適正化」「指導者確保と資質向上に向けた市の取り組み」「地域や社会教 育との連携により生徒の活動をサポート」を柱とする「鳥取市部活動のあり方に関する提 言」が取りまとめられた。この提言を受けて、部活動に係る持続可能な運営体制構築につ いて検討及び協議を行うために設置されたのが「鳥取市部活動改革委員会」である。

令和2年9月、文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとの考えが示された。そして、スポーツ庁及び文化庁が設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」によって、令和4年6月と8月にそれぞれ提言(以下、国有識者会議提言)が取りまとめられた。県においても「運動部活動在り方検討会」が開催され、国有識者会議提言に対する対応について協議されてきた。本委員会では、それらの内容を踏まえつつ、本市の実情に応じた地域移行を進めることができるよう、令和3年度から5回にわたって協議を重ねてきた。

国有識者会議提言に対する国の考えは、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として示されたところである。県の対応については今後も引き続き協議され、令和5年度の早い段階で示される予定である。しかし、令和5年度当初から地域移行を進めていくにあたっては、現段階における本市の方向性について学校、児童生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等に示す必要があると考え、ひとまず「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言」として取りまとめ、本市教育委員会に対して示すこととした。

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を学校や地域の実情に応じながら確保できるよう、本提言を踏まえた地域移行が進められていくことを期待する。

令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、市教育委員会は地域が 休日のスポーツ・文化芸術活動を運営できる体制を各学校等と連携して整備すること。

- 地域移行の趣旨や本提言の内容、進捗状況等について、学校、児童生徒及び保護者、 地域、各スポーツ・文化芸術団体等へ周知すること。
- 地域が休日の活動を運営できる体制を整備する過程において、部活動指導員や運動部活動外部指導者を各学校に引き続き配置すること。また、休日の運営団体・実施主体(以下、地域クラブ)の指導者が平日の指導も可能であれば、部活動指導員や運動部活動外部指導者として各学校に配置し、平日と休日で指導内容等が大きく異なることがないようにすること。
- 改革推進期間中のスケジュールの目安(別表)をもとに、各学校や各エリアの進捗 状況や課題を把握すること。
- 休日の部活動の受け皿として活動する地域クラブを把握すること。そのような地域 クラブは学校施設等を優先して利用できるようにしたり、平日の部活動で使用してい る用具を休日も継続して使用できるようにしたりするなど、活動施設及び用具の確保 に係る支援策について検討すること。また、生徒の参加費用負担等への支援策につい ても検討すること。

別表 改革推進期間中のスケジュールの目安(令和5年2月時点)

別衣		推進期間中のスクシュールの日安(令和5年2月時息) -学校や各エリア 市教育委員会			市部活動改革委員会						
		□コーディネーター				□児童生徒及び保護	□実情や進捗状況の把				
] 部 活	の推薦]広域]	者、地域等への周知	握				
	動改	 □地域移行に向けた	的な	ディ	ディ	□各スポーツ・文化芸	 □課題に対する指導助				
	革	調査、研究	部	イネー	イネー	術団体等への協力依	言				
	協議会	□休日に活動する部	活動	タ	- ター	頼	□地域移行の在り方に				
	0)	の決定	改革		- 連絡:	□県教育委員会等と連	係る調査、研究				
令	開 催	□広域的な検討を必	協議	(統 括	協	携した指導者人材バ	□鳥取市部活動の在り				
和		要とする部の決定	会の	· 各	議会	ンク及び育成体制等	方に関する方針改訂				
5年		□連携可能な既存の	開 催	各学校)	の開	の整備	案の協議				
度		地域クラブの検討		。 の	催	□休日の指導を希望す					
		□休日に指導可能な		配置	(口各	る教員の把握					
		指導者の確保及び			各学校や各	□教員の兼職兼業に係					
		承認			ひやタ	る取扱の周知					
		※遅くとも令和6年			エ	□鳥取市部活動の在り					
		度末までに完了			リアの	方に関する方針の改					
					の実	訂					
		□部活動指導員等と			情や	□児童生徒及び保護	□実情や進捗状況の把				
		しての休日の指導						j	捗	者、地域等への周知	握
		開始(学校部活動)			· / / / / / / / / / /	□活動施設及び用具の	□課題に対する指導助				
令和		※遅くとも令和7年			の把	確保、参加費用負担					
6		度当初から開始			握	等への支援策の検討	□地域移行の在り方に				
年度		□地域移行に向けた			課	□地域クラブ活動の体	係る調査、研究				
		調査、研究			題	制整備支援	□鳥取市部活動の地域				
		□地域クラブ活動の			に対		移行の在り方に関す				
		体制整備			する指導		る第二次提言案の協 議				
		□地域クラブ活動の			指導	□児童生徒及び保護	□実情や進捗状況の把				
		□地域ケノノ福勤の 指導者としての休			助言	者、地域等への周知					
		日の指導開始(地域			の周	□活動施設及び用具の	□ 選				
		クラブ活動)				知	確保、参加費用負担	言			
令 和		※遅くとも令和8年				等への支援	□ □ □ □ □ □ □				
7		度当初から開始				□地域クラブ活動の体	係る調査、研究				
年度		□地域移行に向けた				制整備支援	□鳥取市部活動の地域				
		調査、研究					移行の在り方に関す				
		□地域クラブ活動の					る第二次提言の策定				
		体制整備									
		1					1				

市教育委員会は、各学校の学校運営協議会等に「部活動改革協議会」を設置し、学校 や地域の実情に応じた地域移行の在り方について検討すること。

- 改革推進期間中のスケジュールの目安(別表)をもとに、検討する内容を例として 示すこと。
- 必要に応じて広域的に(市内全域で/市を「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本 方針」等を参考に複数のエリアに分けて/東部地区4町を含めて)地域移行の在り方 について検討すること。
- 休日における市内全域の生徒を対象とした地域クラブの整備についても、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して支援策を検討すること。

市教育委員会は、教育委員会事務局内に統括コーディネーターを配置すること。また、 各学校と地域クラブとの連絡調整等を担うコーディネーターを各学校に配置すること。

- 統括コーディネーターの主な役割は次のとおりとする。
 - ・地域移行に向けた調査、研究を各学校のコーディネーターと協力して行う。
 - ・各学校のコーディネーターと進捗状況や課題を適宜共有し、指導助言等を行う。
 - ・コーディネーター連絡協議会を開催する。
 - ・必要に応じて広域的な部活動改革協議会を開催する。
 - ・休日における市内全域の生徒を対象とした地域クラブの整備を、各スポーツ・文化 芸術団体等と連携して支援する。
 - ・市部活動改革委員会を開催し、各学校や各エリア、各スポーツ・文化芸術団体等の 実情、進捗状況や課題を報告する。市部活動改革委員会での指導助言を各学校のコ ーディネーターに周知する。
- 統括コーディネーターは、市を複数のエリアに分けて検討する場合に対応できるよう、複数名配置することが望ましい。
- 各学校のコーディネーターの主な役割は次のとおりとする。
 - ・部活動改革協議会を各学校と協力して開催する。
 - ・地域移行に向けた調査、研究を部活動改革協議会と協力して行う。
 - 各学校や市教育委員会等と地域クラブとの連絡調整等を行う。
 - ・地域クラブの体制整備を支援する。
 - ・コーディネーター連絡協議会に参加し、各学校の実情、進捗状況や課題を報告する。
- コーディネーターの配置にあたっては、各学校の意向を踏まえること。
- コーディネーター連絡協議会を定期的に開催し、地域移行に係る共通理解を図ると ともに、各学校や各エリアの実情、進捗状況や課題を把握すること。

市教育委員会は、休日の指導が可能な人材を県教育委員会、県スポーツ協会、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して広域的に確保し(指導者人材バンク)、コーディネーター等が指導者の派遣について容易に相談できる体制を整備すること。

- 小・中・義務教育学校に勤務する教員に対して、休日の指導に係る意向を東部地区 4町と連携して確認すること。休日の指導を希望する教員が地域クラブの指導者とし て指導にあたることができるよう、兼職兼業に係る取扱について周知すること。また、 地域クラブが兼職兼業許可の基準を満たすよう、体制整備を支援すること。
- 各スポーツ・文化芸術団体等に対しても、コーディネーター等が直接相談可能な担 当者を団体内に配置するなどの協力を依頼すること。
- 指導可能な人材の発掘、育成にも県教育委員会、県スポーツ協会、各スポーツ・文 化芸術団体等と連携して取り組むこと。

市教育委員会は、各学校や各エリアの実情や進捗状況、国及び県の動向を踏まえながら地域移行の在り方について継続して検討するために、市部活動改革委員会を引き続き 開催すること。

- コーディネーター連絡協議会等で把握した各学校や各エリア、各スポーツ・文化芸 術団体等の実情、進捗状況や課題を市部活動改革委員会に報告すること。市部活動改 革委員会が指導助言した内容について各学校のコーディネーターに周知するとともに、 指導助言を踏まえた支援策についても検討すること。
- 地域移行の在り方について調査、研究するための体制を市部活動改革委員会内に整備すること。
- 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則り、平成31年3月に策定された「鳥取市部活動の在り方に関する方針」を改訂すること。

参考資料

鳥取市部活動改革委員会設置要綱

(目的)

第1条 中学校及び義務教育学校後期課程の部活動に係る持続可能な運営体制構築についての検討及 び協議を行うため、鳥取市部活動改革委員会(以下「改革委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 改革委員会は、委員9人以内をもって組織する。
 - 2 委員は、別表に定める者のうちから、教育長が委嘱する。
 - 3 改革委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 改革委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長がこれを指名する。

(職務)

- 第3条 改革委員会は、次に掲げる中学校及び義務教育学校後期課程の部活動に関する事項について、 検討・助言するものとする。
 - (1) 部活動の現状と問題点及び課題等についての助言を行うこと。
 - (2) 今後の部活動のあり方について、持続可能な運営体制及び関係機関との連携について 検討すること。
 - (3) 鳥取市教育委員会が実施する施策について、助言を行うこと。
 - (4) その他必要な事項について検討すること。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
 - 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 改革委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議 は、教育長が招集する。
 - 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
 - 3 委員長は、必要があると認めたときは、改革委員会の会議に委員以外の者の出席を求めること ができる。
 - 4 改革委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 5 改革委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の 多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 改革委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、改革委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年2月18日から施行する。

別表(第2条関係)

役職等	人数
学識経験者	1名
鳥取市社会教育委員会	1名
鳥取市中学校PTA連合会代表	1名
鳥取市体育協会代表	1名
鳥取市中学校体育連盟代表	1名
鳥取市中学校文化連盟代表	1名
学校運営協議会	1名
地域スポーツ団体代表	2名

令和4年度「鳥取市部活動改革委員会」名簿

	氏	名	所属及び役職	
1	油野	利博	学校法人鳥取学園 鳥取城北日本語学校	校長
2	竹内	潔	国立大学法人鳥取大学地域学部	准教授
3	奥山	孝雄	鳥取市中学校PTA連合会	会長
4	新田	明彦	鳥取市体育協会	副会長
5	伊藤	取 一 貝 一	鳥取市千代南中学校	校長
6	伊藤	浩三	鳥取市立湖東中学校	校長
7	木嶋	徹	鳥取市立桜ケ丘中学校学校運営協議会	会長
8	澤	晶子	Fitness Ja-んぐる	代表
9	谷口	一真	特定非営利活動法人 鹿の助スポーツクラブ	代表理事

2月定例教育委員会			
年月日	令和5年2月27日(月)		
担当課	生涯学習・スポーツ課		

報告事項(2)

鳥取市民体育館の開館及び記念式典の実施について

1 概要

令和5年3月末には鳥取市民体育館再整備を終え、4月から5月の開館準備期間を経て、 6月にはご利用いただけるようになるにあたり、開館時に記念式典及びイベントを実施す るものです。

2 式典日時等

- (1) 日 時: 令和5年6月3日(土) 午前9時30分~
- (2)内容
 - ①開館記念式典《9時30分~10時30分》
 - 市長あいさつ
 - ・来賓あいさつ(議長、受注事業者代表者等)
 - ・テープカット
 - 式典閉会
 - ②会場内覧会≪10時30分~12時00分≫
 - ③開館記念イベント≪13時00分~15時00分≫
 - スポーツクリニック

メイン・サブアリーナ、研修室を利用し、ミズノ(株)が契約している著名な指導者 によるスポーツクリニックを開催します。

3 来賓について

- 鳥取市教育委員の皆様
- ・鳥取市議会議長及び市議会議員の皆様
- 島取市民体育館再整備業務企画提案選定委員会委員の皆様
- 鳥取市体育協会副会長及び常任理事の皆様
- 島取市スポーツ推進員協議会会長及び役員の皆様
- 美保地区自治会長、美保地区公民館長及び役員の皆様

全100名程度

4 内覧会について

6月3日の開館式典を前に、関係者を対象とした内覧会を実施します。

(1) 鳥取市教育委員及び事務局関係者

日 時:令和5年4月下旬(予定)

鳥取市教育委員、教育長、副教育長、教育委員会事務局職員

(2) 地元住民及び市議会議員等(報道含む)

日 時:令和5年5月20日(土)(予定)

①午前10時~ 美保自治会役員、美保地区住民、スポーツ団体代表者、報道機関

②午後 1時~ 市議会議員、企画選定委員会委員

≪工事の進捗状況≫

【メインアリーナ】







【外観(正面)】



【鳥取市】部活動の地域移行(改革推進期間)のめざす姿

◎ 改革推進期間(令和5年度から令和7年度末までの3年間)で、地域が休日のスポーツ・文化芸術活動を運営できる体制を整備する。

